

奈良県COPD保健指導用リーフレット使用要領

1. 目的

喫煙は健康に与える影響が大きい上、がんや慢性閉塞性肺疾患（COPD）に大きく起因する。そのため「第4期奈良県がん対策推進計画」においては、喫煙率の低下を指標に設定し取組を行っているところであり、また令和6年4月に開始された「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」においても、新たに「COPDの死亡率の減少」を目標に掲げ、引き続きCOPDの認知度の向上等を行うことが重要であることとしている。このことから、喫煙による健康への悪影響等の普及啓発活動を行い、禁煙希望者に対する禁煙支援の充実を図ると共に、COPDの早期発見と早期治療に繋げることを目的とする。

2. 対象

行政・地域・企業・団体等の医療従事者（医師・保健師・看護師等）が保健指導を行う際の使用を対象とする。

3. 使用方法

使用の際には事前に奈良県疾病対策課へ申請フォーム（奈良スーパーAPL）への記入による申請、または申請書（様式1）の提出により申請する。県は申請に基づき質問票及び本リーフレットのデータ提供を行う。申請者は提供されたデータを使用し質問票によるスクリーニング及び保健指導を行う。質問票は申請者が回収し適切に破棄すること。なお、印刷等の費用は申請者が負担することとする。

使用に際しては、医療従事者が保健指導で使用する、又は医療従事者指導の下で使用することとする。

4. デザインの変更について

使用に際するデザインの変更については、指定部分（赤枠部）は、各団体の責任において、1. の目的に資する限り、自由に活用することができるこことする。ただし、指定部分以外の変更はしないこと。

5. 使用に際する制限

次の事項に該当すると奈良県疾病対策課が判断した場合は、リーフレット等の使用の中止を求めることができる。

ア. 特定の政治、思想、宗教の目的で利用されるおそれがある場合

- イ. 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- ウ. 独占的又は営利目的で使用する場合（非営利・実費の徴収程度であっても、販売は禁止）
- エ. 特定の会社、商品等の宣伝が顕著である場合
- オ. その他、啓発活動に支障がある場合

6. その他

ここに定めのない事項については、申請者と奈良県疾病対策課の協議により決定するものとする。

附 則

この要領は令和7年10月1日より施行する。

(様式 1)

奈良県COPD保健指導用リーフレット使用申請書

令和 年 月 日

奈良県福祉保険部医療政策局疾病対策課 あて

COPD保健指導用リーフレットの使用について、以下のとおり申込みます。

使用の内容

使用予定日 (または使用予定期間)	
リーフレットを使用する 事業等の内容	<ul style="list-style-type: none">・事業名 :・場所 :・配布予定数 :・事業の内容 :
使用者	<ul style="list-style-type: none">・所属 :・担当者名 :
連絡先	住 所 : 電話番号 : FAX 番号 : E - mail :